



第4章

取組の展開

基本目標 1 地域に関心を持ち、誰もが支え手になり、いつまでも活躍できる仕組みづくり

【現 状】

- 行政においては、他人事を「我が事」に変えていく環境整備として「民生委員・児童委員等の活動ガイドライン」を策定して、地域に根ざした相談役として、活動できるよう環境を整備しました。
- 再犯の防止等の推進に関する法律の制定を受け、保護司会、更生保護女性会など地域の更生支援団体活動を支援しました。
- 文教大学と協働で作製した福祉SOSゲームを活用して、地域住民に対して、地域の社会資源の役割を理解することで、地域福祉に関心を持ち、新たな担い手になるような機会を作りました。
- 社協においては、地区社協のふれあい事業の活動を支援し、また地域の身近な場所で、ふれあい・いきいきサロン等の気軽に集える場の支援をしました。
- また、地域の拠点として「さかえーる」を立ち上げ、地域福祉活動や放課後の子どもの居場所、介護保険制度の総合事業、障がい者の社会参加の場として、活用しました。
- ボランティアや多様な分野のサポーター、支援員の養成などを通して、地域福祉を支える人材の確保に努めました。

【取組の方向性】

1-1 気軽に集える場づくり

1-2 ボランティアの養成・参加促進

1-3 福祉教育の普及・啓発

1-4 福祉を支える人材の確保・育成

1-5 地域福祉活動活性化に向けたしかけづくり

取組の方向性 1-1

気軽に集える場づくり

- 子どもから高年者までの地域の人々が気軽に集える場の設置を推進しており、引き続き、より多くの人が集える場がより身近にある必要があります。
- さらに小地域において、地域に関心がなかった人が気軽に立ち寄れる場づくりを推進する必要があります。
- また、同じ境遇にある方の当事者同士が共感できる場の提供や社会参加できる環境づくりを行う必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 地域の交流の場に積極的に参加する ○ 知り合いや仲間とともに参加する
社 協	○ 地域の社会資源を活用した住民が気軽に立ち寄れる交流と情報交換の場を提供する ○ 当事者同士の共感の場や社会参加できる場を提供する
行 政	○ 地域の社会資源を活用できるような仕組みを検討する ○ 社会への参加を支援できる仕組みを検討する

取組の展開

① 地域の居場所づくり **★重点**

【行政の取組の概要】

- 誰もがいつでも気軽に集える活動の拠点となる環境の整備を行うとともに、地域の情報を発信できる環境づくりを社協とともに推進します。
- 地域においてコミュニケーションを取る機会を設け、地域福祉活動に向けた思いを互いに共有し、居場所づくりに積極的に参加できるよう推進します。

【社協の取組の概要】

- 地域の中のできるだけ身近な場で、誰もが参加できるよう、地域で支援する資源を活用した居場所づくりを行います。
- 居場所では、一旦は受け手だった人が、支え手になり活躍できる場としての機能を持つ場となるよう環境づくりを行います。
- 交流を通して、気軽に相談ができる場としての機能も備えられるよう努めます。

取組の展開

② 共感と社会参加の場づくり

【行政の取組の概要】

- ひきこもりなど、制度の狭間の問題や行政でも支援できる窓口がない場合などに対して、行政の関係部局が連携し、地域に参画できる場づくりに向けた環境整備を社協とともに推進します。

【社協の取組の概要】

- 地域への参加、社会参加の機会を地域の社会資源を活用しながら、提供できるよう努めます。
- 関係機関と連携しながら、障がい、疾病、ひきこもり、不登校、DV等被害者など課題を抱える当事者が、地域の中で、その人らしく暮らしていけるように、当事者同士が共感の場づくりを推進します。
- 生きがいの場のみならず、自らが支え手として地域で活躍できる場づくりができるよう努めます。

取組の方向性 1-2

ボランティアの養成・参加促進

- 地域福祉を推進する主役は、その地域の住民です。しかし、現在の地域福祉活動の担い手の多くは高齢化しているため、新たな担い手を確保し、その活動を継続する支援が必要です。
- 核家族化の進行により、家族の在り方や役割が変化しています。そのため、ライフスタイルも多様化しており、求められるボランティア活動とのマッチングが必要となります。
- 定年退職を迎えるシニア世代は、「人生100年時代」を見据え、地域福祉活動の担い手としても活躍が期待されています。今までは仕事で地域との関りが少なかった、また、退職後、活動に意欲を持った新たな人材を発掘し、育成していくことが必要です。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ より地域の情報に耳を傾ける ○ 自分から地域に活躍の場を求めるように努める
社 協	○ 地域福祉活動やボランティア活動をするきっかけづくりを支援し、育成する ○ 活動の場を広げる環境づくりを行う
行 政	○ より地域に関わりが持てるような情報提供の方法を研究する ○ 市民活動団体やNPO団体などの情報を集約する

取組の展開**① 地域デビューの推進****【行政の取組の概要】**

- 定年退職を控えた世代等に対して、地域における新たな担い手になれるよう、地域への関わり方、活動への参加促進に向けた周知活動を行うため、各関連事業等との連携に努めます。

【社協の取組の概要】

- これまで地域に関心が少なかった人が参加し、活動できるように、地域デビューや地域福祉活動デビューの場やそのメニューの充実を図ります。
- 地域に関わるきっかけづくりをコーディネートし、より円滑に地域に溶け込める環境を整備します。

取組の展開**② ボランティアセンターの強化****【行政の取組の概要】**

- 地域住民の自発的なボランティア活動を支援するボランティアセンターがボランティアの人材バンクとなるよう、社協と連携して強化を図ります。
- 市民活動センターで把握する活動や趣味や生涯学習などを通じた自主的な活動が地域福祉活動と連動した取組となれるよう、関係部署との連携を強化します。

【社協の取組の概要】

- 地域で必要とされる支援と活動するボランティアをコーディネートし、ボランティアが地域のニーズに合った活動が継続的にできる環境を整備します。
- ボランティア草加連絡協議会への支援を継続しながら、地域活動の中でのボランティアリーダーの養成や新たなボランティア発掘の仕組みの構築に努めます。
- 災害時には、災害ボランティアセンターを設置することを踏まえ、日頃から受援の仕組みやその流れを構築し、普段から必要な関係機関との連携に努めます。

取組の方向性 1－3

福祉教育の普及・啓発

- 地域福祉を推進するためには、地域福祉の重要性や助け合い、支え合いの大切さをより多くの人々に伝えることが必要となります。
- また、子どもの時期から、福祉教育の機会の充実を図るとともに、学習から地域福祉活動の実践へつなげるプロセスを確立することが重要となります。
- 更に、介護や保育など福祉に関わる仕事の体験など、子どもたちが具体的な将来像を描けるような機会を通じて、より多くの子どもたちが福祉に目を向けるきっかけと福祉人材の確保につなげることが大切です。
- 子どもだけではなく、成人、退職者、高年者など、年齢を問わず、誰でも福祉教育を受けることができる機会を提供する必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 福祉教育の学習の場に参加する ○ 学習から地域福祉活動を実践する
社 協	○ 福祉体験学習の機会を提供する ○ 福祉まつり等のイベントや福祉体験等を通して、福祉教育の普及啓発を行う
行 政	○ 地域の助け合い、つながりの重要性など機運の醸成の機会を創出する ○ 世代ごとに、福祉教育の学び場が提供できるよう推進する

取組の展開

① 福祉にふれる機会づくり

【行政の取組の概要】

- 学校教育の中で、福祉にふれる機会について確保できるよう、教育委員会と調整しながら、機会の創出に努めます。

【社協の取組の概要】

- 車いす体験、高年者の疑似体験、アイマスク体験だけではなく、福祉の専門職の体験などの機会が提供できるようメニューの充実を図ります。
- 福祉まつりなどのイベントを通して、広く、福祉にふれる機会を提供し、普及・啓発に努めます。

取組の展開

② 福祉教育の推進

【行政の取組の概要】

- 地域共生社会の理念の浸透を図るため、子どもから高年者までの全世代において、学ぶ機会を提供できるよう社協と協力して推進していきます。

【社協の取組の概要】

- 出前講座などを実施し、より身近な地域において福祉を学ぶ機会づくりを行います。
- 世代を問わず、興味をもって参加できるよう、年齢別やテーマ別の福祉教育のメニューの充実を図ります。

取組の方向性 1－4

福祉を支える人材の確保・育成

- 地域の生活課題は多様化、複雑化し、更にその課題が地域に埋もれてしまうケースも少なくありません。そうした課題を発見するにはアウトリーチの手法が必要となり、課題を解決するためにはその人にあったオーダーメイドによる支援が必要となります。
- その支援に当たっては、既存の制度だけでは十分ではないため、地域での支え合いと担い手となる人材の確保が求められます。
- また、地域のニーズに合わせて、多種多様なサービスが提供できる支え手の組織化を目指し、研修等を通して、継続的に人材の育成に努める必要があります。
- あわせて、介護や保育などの福祉専門職の人材不足は深刻であり、人材の確保に向けた支援策を検討する必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 地域の支援者となるための研修に参加する ○ 様々な分野における支援者について学ぶ
社 協	○ 地域におけるサポーター、支援員を養成する ○ サポーター、支援員が活躍できる場を提供する
行 政	○ 次代を担う福祉職の学生の研修の場を提供する ○ 民生委員・児童委員の担い手の確保に努める

取組の展開**① 福祉人材の確保と育成****【行政の取組の概要】**

- 福祉事務所として、社会福祉士試験受験資格の取得を目的とする教育機関の学生を受け入れ、引き続き実習する体制の維持に努めます。
- 地域福祉講座の実施や普及啓発を通して、地域課題や地域福祉に関心を持ってもらい、支える側の人材になれるような素地を作ります。
- 福祉SOSゲームを活用して、社会資源を把握してもらうとともに、福祉業務を理解してもらう機会を提供します。
- 介護人材など、福祉専門職の不足している状況は、市でも例外ではなく、高齢、障がい、子どもの分野など専門的な福祉人材確保に向けた県の事業の活用についても周知しながら、支援策を検討します。

【社協の取組の概要】

- 福祉関連の資格取得を目的とする教育機関の学生を受け入れ、実習の場だけではなく、現場におけるニーズの理解を深め、福祉分野の業務への関心を高めるよう推進します。
- 介護、障がい、子どもの分野の事業所や法人における専門職の確保は共通した課題であることから、地域においてネットワークを構築して、福祉人材の確保に向けた検討の場を設けます。

取組の展開

② 多様な分野のサポーター、支援員の養成

★重点

【行政の取組の概要】

- 地域において主体となる人材の発掘から、資格を必要とする支援員等の確保など、地域のニーズに応じた多種多様な分野における人材の養成に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域の福祉課題を把握するとともに、分野を問わず、地域におけるサポーター養成のプログラムを整理、検討し、地域で活躍できる支援の充実を図ります。
- 養成に当たり、地域の高齢者施設、障害者施設などの現場体験が実施できるよう、地域の社会資源との連携の仕組みを構築します。

取組の展開

③ 民生委員・児童委員の活動環境の整備

【行政の取組の概要】

- 地域に根ざした相談役として、適切な関係機関につなぐことができるよう福祉SOSゲームを活用して、地域の社会資源の理解を促進するとともに、地域において円滑に活動できるガイドラインを引き続き整備します。
- 担い手を発掘するため、関係団体と調整の上、推薦の在り方について検討し、地域住民に対しても、民生委員・児童委員活動への理解と協力が得られるよう周知徹底を図ります。

【社協の取組の概要】

- 民生委員・児童委員としての資質の向上を目的に、相談力の強化を中心とした研修プログラムを継続的に実施します。
- 地域の困りごとを各分野の関係機関へ円滑につなげられるコーディネート力も強化します。
- 民生委員・児童委員の協力者として、地区社協の福祉協力員に対する位置付けや役割を見直します。

取組の方向性 1-5

地域福祉活動活性化に向けたしかけづくり

- 地域福祉は一人ひとりの生活のしづらさを解消するものであるという認識のもとで、声かけなど日常的な交流や他者へ関心を寄せることが出発点となり、その意識の醸成となる取組が必要です。
- 町会・自治会の役員等が構成員となっている地区社会福祉協議会では、地域福祉活動を実践しています。地域福祉活動のプラットフォームとして、地域福祉活動への参加を通じて、より住民同士が交流する場となる仕組みが必要です。
- また、地域の主役はさまざまであり、地域福祉活動を実践している人の支援やネットワークの輪を広げる必要があります。
- 中でも、特に地域の企業や商店会、自治会に加入していないマンションなどに対して、地域の一員として、地域福祉活動に参画する機会を提供する必要があります。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 地域住民は地域福祉活動、イベントに参加する ○ 民間企業や社会福祉法人は地域貢献、公益的取組を実施する
社 協	○ 地域の交流の機会を提供する ○ 地区社会福祉協議会や地域福祉活動団体を支援する
行 政	○ 社会福祉法人の公益的取組の促進を行う ○ 地域に関心を持ってもらう機会の提供と周知啓発を行う

取組の展開

① 地区社会福祉協議会の活動支援

【行政の取組の概要】

- 地区社会福祉協議会が主催する地域福祉活動に、より多くの方が興味を持ち、参加してもらうために、社協を支援するとともに、地域づくりのプラットフォームの仕組みの構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 自主的に地域福祉活動が活発に行われるようコーディネートし、組織体制の強化に努めます。
- 地域の人口や特性をいかして、地区社会福祉協議会として取り組む目標を定め、より地域に住む人々に寄り添った特色のある地域福祉のまちづくりを推進します。
- 小地域単位で柔軟に活動できる環境の整備に努めます。

取組の展開

② 住民同士の交流の機会の充実

【行政の取組の概要】

- 地域住民に対し、子ども、高年者、障がい児・者を始め、まちづくり分野、環境、健康、農業など幅広い分野において、イベントや講座等などの地域住民同士の交流の場の機会があることを踏まえ、その情報を社協に提供するとともに、交流の機会の充実に努めます。

【社協の取組の概要】

- 住民同士が交流できる場として、懇談会等を開催して、その交流を通して、地域の強みの共有や課題について、話し合い、理解を深める機会を提供します。
- サロンの開催を通して、多くの地域の人が参加し、交流しやすい環境づくりに努めます。

取組の展開**③ 社会福祉法人、民間企業等の地域参画支援****【行政の取組の概要】**

- 社会福祉法人や民間企業等において、地域との密着を図りながら、公益的取組や地域への貢献活動を地域の実情に応じて実施できるよう、環境を整備します。

【社協の取組の概要】

- 社会福祉法人や民間企業等の特性をいかした地域への貢献活動の働きかけや情報発信を進め、地域社会への貢献促進につながるコーディネートを行います。
- 社会福祉法人や民間企業等の地域福祉活動における貢献度を見える化して、より地域とのつながりを強め、社会福祉法人や民間企業等が地域住民と信頼し合える環境づくりに努めます。

取組の展開**④ 地域福祉活動団体支援****【行政の取組の概要】**

- 新たに地域福祉活動を始める団体等の支援に努めます。
- 再犯の防止等の推進に関する法律の制定を受け、罪を犯した人の更生に向けた取組の一環として、保護司会、更生保護女性会など更生支援団体が地域で継続的に活動できるよう支援を行います。

【社協の取組の概要】

- 地域福祉活動団体同士のネットワークづくりを推進するとともに、活動しやすい環境づくりを支援します。
- 地域においては、社会参加、生きがいづくり、生涯学習を通じた地域活動も展開しているため、地域福祉活動団体においても、情報共有を図るとともに、連携を深めていきます。

基本目標2 支え合い、つながり続けることを大切にする地域づくり

【現 状】

- 行政においては、「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「丸ごと」受け取れる環境整備として、地域の生活課題を受け止め、整理し、適切な行政機関につなぐコミュニティソーシャルワーカーを配置しました。
- 要支援者を見守る支援として、災害時において、自力で避難することができない避難行動要支援者として登録した人に対して支援プランを送付し、併せて、平常時に民生委員が見守り活動を実施しました。
- 社協においては、生活支援コーディネーターを中心に、地域ごとに懇談会を開催して、地域の課題を共有する場を提供しました。
- まちに出て、地域とつながることができるように、「まちすきマップ」を作成し、地域の社会資源が見える化するとともに、町会・自治会などの地縁組織やボランティア団体、すこやかクラブなど地域の関係団体とともに、支え合いの地域づくりについて検討してきました。

【取組の方向性】

2-1 支え合い、つながる仕組みづくり

2-2 見逃さない相談体制づくり

取組の方向性2-1

支え合い、つながる仕組みづくり

- 地域におけるつながりが希薄化しており、住民が抱える困り事は潜在化し、重症化する場合があります。そのため、地域の中で、生活に課題を抱える人の早期発見が必要となります。
- 地域の困り事を「私には関係ないこと」と思わず、誰にでも起こる「我が事」として認識し、身近なところから声を掛け合うことが必要です。
- 地域の困り事や地域の実情は様々であるため、地域の力で解決できるよう、支え合いやつながりが必要です。

【期待される役割】

主 体	期待される役割
地 域 (住民等)	○ 地域における自分にあった生活支援サービスを知る ○ 普段から地域とのつながりを意識する（挨拶や声を掛け合う） ○ 要配慮者として、自分を知ってもらい、災害に備え、自分でできることを把握する
社 協	○ 多様な主体が生活支援サービス等を提供できるよう支援する ○ 地域のニーズの把握やサービスのスムーズな提供に向けた支援を行う ○ 要配慮者の把握に努め、顔が見える関係づくりを行う
行 政	○ 全世代における生活支援サービスの体制整備について検討を進める ○ 要配慮者の情報の共有、活用を図る

取組の展開

① 支え合い、つながりづくり **★重点**

【行政の取組の概要】

- 介護保険制度における生活支援コーディネーターを配置し、全世代において必要な生活支援が提供できるよう、障がいや子どもの関係部署や関係機関と連携した体制づくりに努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域において全世代を対象とした生活の課題を共有し、地域の中で支援できるよう、地域で支え合う仕組みづくりを行います。
- 地域福祉活動を実践している団体、個人、NPO法人、ボランティア等の多様な主体が生活支援サービスを提供できるような仕組みを構築し、地域でつながる環境を整備します。

取組の展開

② 地域ニーズに合わせた社会資源の開発及び提供

【行政の取組の概要】

- 身近な地域において、福祉サービスを円滑に提供できるよう推進し、制度では対応することが困難なニーズに対しては、地域への社会参加や生きがいを持てる支援の充実を図ります。

【社協の取組の概要】

- 個別支援から不足する社会資源を探り、求められる新たな社会資源の開発に努めます。
- 社会への参加を支援するまたは、生きがいづくりを支援する個人、団体等を把握するとともに、地域ニーズに合った支援が提供できるよう、既存の活動等とのマッチングにも努めます。

取組の展開

③ 要配慮者の見守り支援

【行政の取組の概要】

- 地域の中で、日頃から、孤独死の防止、虐待の防止、防犯の観点を踏まえ、関係部署と連携して、要配慮者の見守り体制を強化します。
- 災害時の要配慮者対策として、避難行動要支援者名簿を整備します。あわせて、災害がおこらない時においても、名簿を活用して地域で見守れるよう関係機関・団体と協力できる体制の構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域の相談役である民生委員・児童委員が行う見守り活動を強化しつつ、地区社会福祉協議会など多様な主体が見守れる体制づくりに努めます。
- 日頃から要配慮者の見守りができるよう、既存の団体等の支援を継続的に行い、関係機関・団体と顔が見えるネットワークを構築します。

取組の方向性 2-2 見逃さない相談体制づくり

- 地域には、様々な生活課題があります。地域で解決するためには、誰もが気軽に相談できる環境が必要になってきます。
- また、地域の中で相談を受け止め、課題解決に向けた伴走的な支援の体制づくりが求められています。
- 地域で困っている人を放っておかない、見逃さない相談支援体制の整備が必要です。
- あわせて、相談窓口の存在が地域住民に認識されるよう、様々な媒体を通して、情報発信することが必要です。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 困りごとがあれば自らSOSを発信する ○ 自らSOSを発信できない人に気づいたら、コミュニティソーシャルワーカーなど専門機関につなぐ
社 協	○ 地域の困りごとを受け止め、課題解決に向けて伴走的な支援を行う ○ 課題解決に向けて、地域で解決できるよう支え合いの仕組みづくりや社会資源の開発を行う
行 政	○ コミュニティソーシャルワーカーを配置して地域の相談支援体制を構築する ○ 身近な相談窓口の設置検討を行う

取組の展開

① 課題解決に向けた伴走的な支援の充実 **★重点**

【行政の取組の概要】

- 地域の生活課題をまるごと受け止め、適切な関係機関や専門機関等につなぎ、伴走的な支援を行うコミュニティソーシャルワーカーを地域に配置します。
- コミュニティソーシャルワーカーを配置するに当たり、既存の相談支援機関と連携ができるよう配慮し、課題解決に向けた支援の充実を図ります。

【社協の取組の概要】

- コミュニティソーシャルワーカーは、地域の困り事を受け止め、地域の人たちと解決に向けて、地域の支え合いの輪を広げながら、継続的につながり続けるための相談支援に努めます。
- 様々な社会資源を活用し、必要に応じて、新しい社会資源を開発するなどして、個別支援から具体的な課題解決を目指した伴走的な支援に努めます。

取組の展開

② 身近な福祉相談窓口の設置推進

【行政の取組の概要】

- コミュニティブロック単位に相談ができるように、地域の社会資源や社会福祉法人との協力を得ながら、地域住民の身近なところで、相談できる窓口の設置に向けた整備に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域の困り事にアウトリーチする仕組みの検討を行うとともに、気軽に立ち寄れる相談窓口を地域に設置できるように努めます。
- コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、地域の相談役である民生委員・児童委員を始め、市内の関係機関と連携して、地域の困り事へのアンテナを張るとともに、社会福祉法人、NPO法人、民間企業等の協力を得て、身近な地域で相談ができる体制を整えます。

基本目標3 誰もが安心して相談できる体制づくり

【現 状】

- 行政においては、包括的相談支援体制の構築として、各所管に属さない相談、いわゆる「制度の狭間」の課題を解決するため、庁内の各所管や必要とされる関係機関と連携して包括的に支援を行ってきました。
- また、包括的支援の一つである世帯支援の一環として、支援する側（ケアラー）についても、文教大学と協働して、主な関係する機関へのフィールドワークを通して、実情をまとめたり、シンポジウムを開催するなど広く市民に周知啓発を行いました。
- 社協においては、まるごとサポートSOKAを受託し、自立相談支援機関として、経済的に困窮している世帯を始め、生活に困難を抱えている相談を受け付け、重症化を防ぐ第2のセーフティネットの機能を果たしました。
- 成年後見制度利用促進として、そうか成年後見サポートセンターでは、地域の中核となり、権利擁護を推進してきました。
- また、市民後見人のスキルアップとして研修を実施するほか、法人後見支援員やあんしんサポートねっとの生活支援員として実践の機会を設け、継続的な育成に努めました。

【取組の方向性】

3-1 断らない相談体制づくり

3-2 成年後見制度利用促進の体制整備

3-3 ケアラー支援の体制整備

取組の方向性3-1

断らない相談体制づくり

- 地域住民の抱える課題は、複合的な場合もあるため、解決に向けては、福祉分野だけでなく、医療や保健、衛生、教育、住宅といった分野を越えた横断的な相談支援体制が重要です。
- しかしながら、現在の相談窓口は、制度ごとに分かれており、個別の課題を中心に解決される体制となっています。
- その課題に対しては、個別の課題としてだけではなく、世帯全体の課題として包括的に捉える必要があり、関係機関と連携して解決する断らない相談支援体制の構築が必要です。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ あまり自分で抱え込まず、気軽に相談する ○ 周りで困っている人がいたら、まるごとサポートSOKAやコミュニティソーシャルワーカー、専門機関につなぐ
社 協	○ 経済的困窮を含むあらゆる生活課題への相談支援を行う ○ 参加支援の充実を図るため、関係機関との連携や地域との関わりの中で支援メニューを充実させる
行 政	○ 課題を早期に発見し、個別支援を地域の関係機関・団体と連携したチームで対応できる体制を構築する ○ まるごとサポートSOKAにおいて、経済的困窮を含む、断らない相談支援を行う

取組の展開

① チーム支援による包括的支援体制整備

★重点

【行政の取組の概要】

- 複合的な課題や制度の狭間の課題に対しては、必要な関係機関が集まり、情報の共有を図り、それぞれ役割分担を行いながら、チームで解決する体制を整備します。
- そのチームでは、全体の支援の方向性を決定し、調整する役割を配置し、ソーシャルワーク機能を有した体制となるよう整備します。

【社協の取組の概要】

- 関係機関が抱える支援が困難な問題などに対しては、地域の支え合いや地域の協力を得る中で、必要な制度への円滑な橋渡しができるよう、行政の関係部署と課題を共有しながら、支援の幅を広げます。

取組の展開

② 生活困窮者の自立相談支援の充実

【行政の取組の概要】

- 行政が実施主体となって、生活困窮者の自立相談支援窓口「まるごとサポートＳＯＫＡ」を引き続き設置します。
- その窓口では、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある個人、世帯の相談を受け、その相談内容に応じた支援プランを策定して、地域において自立した生活が送れるように支援します。
- プランに応じた支援が行えているか、関係機関と定期的にプランの評価や見直しを実施して支援の充実を図ります。
- 高年者、障がい児・者、子ども、難病、外国人等のすべての対象者について、生活をする上で課題を抱えている世帯を支援できるような体制整備について検討します。
- 相談内容についても、経済的な問題だけにとどまらず、消費者トラブル、居住くらしの問題など各関係部署に関わる問題から、ひきこもりやいわゆるごみ屋敷などの制度の狭間の問題まで、相談を受け止め、必要な関係部署や関係機関につないだり、連携した支援が図れるよう体制の整備に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域のなんでも相談を行うとともに、コミュニティソーシャルワーカー等と連携して、地域の中で安心して暮らすことはもとより、地域に参加できる環境づくりにも努めます。
- 社会参加支援の一環として、企業に対し中間的就労の実施への働きかけを行います。また、雇用問題に関しては、ハローワークや障がい者の就労支援センターにおける就労支援を進めるとともに、相談者が段階的に社会参加できるように、障がいや高齢者の関係機関やシルバー人材センターと連携した切れ目のない支援を行います。
- 経済的に困窮している場合には、生活つなぎ資金などの貸付やフードドライブなどを活用し、迅速に対応した支援を行います。

取組の方向性3-2

成年後見制度利用促進の体制整備
【草加市成年後見制度利用促進計画】

- 平成28年（2016年）には成年後見制度の利用促進に関する法律が施行され、市町村が取り組むことが国の計画に位置付けられました。
- その法律や計画の内容を踏まえ、市町村は財産管理のみならず、意思決定支援・身上監護も重視した適切な後見人の選任など、利用者がメリットを実感できる運用の改善が求められています。
- また、権利擁護支援に関わる機関との地域連携ネットワークを整備することやその中核となる機関の設置が求められています。
- あわせて、成年後見制度利用に係る不正防止の徹底と制度の利用しやすさの調和を図る必要があります。
- 2025年には、認知症の人は65歳以上の高年者の約5人に1人と見込まれており、成年後見制度利用者の急増に対応した後見人等の確保のため、市民後見人の養成とその活用が期待されており、現状の取組と体制の強化が求められています。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 日常生活の中で、判断が困難と感じたら相談する ○ 地域でサポートする側（支援員）になる
社 協	○ 成年後見サポートセンターにおいて権利擁護を行い、福祉サービス利用や日常の手続き支援、小口の財産管理を支援する ○ 市民後見人の養成と育成の場を提供する
行 政	○ 成年後見制度利用促進の中核機関を設置する ○ 関係機関との地域連携ネットワークの構築や市民後見人の養成などを計画的に実施する

取組の展開

① 中核機関の設置推進 **★重点**

【行政の取組の概要】

- 中核機関の設置に向け、既存の成年後見サポートセンターの業務を整理しながら、権利擁護支援の方針、本人にふさわしい成年後見制度の利用や利用後の評価、バックアップに向けた検討や専門的な判断ができる機能を整備していきます。
- 設置に当たっては、家庭裁判所を始め、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会など必要な関係機関と地域連携のネットワークを構築します。

【社協の取組の概要】

- そうか成年後見サポートセンターでは、権利擁護支援を引き続き実施し、今後は成年後見制度の利用を促進する中核機関としての機能を担えるよう業務の整理を行います。
- 後見人を支援するため、協議体を設置するとともに、福祉サービス事業者、ケアマネジャー、相談支援専門員等の被後見人を支援するチームを形成し、本人等の意向と尊厳を重視した適切な支援を行います。

取組の展開

② 市民後見人の養成・育成

【行政の取組の概要】

- 市民後見人の養成を定期的・継続的に実施し、市民後見人候補者推薦名簿を備え、担い手の発掘や育成の仕組みの構築に努めます。
- 市民後見人候補者が活躍できる場の確保に向けて関係機関と調整しながら、継続的に支援できる環境を整備します。

【社協の取組の概要】

- 市民後見人の養成研修プログラムや継続的な育成プログラムを策定します。
- 市民後見人として単独受任へのステップとして、法人後見や日常生活自立支援事業等を担う支援員としての登用等、着実な活動の場の確保とバックアップ体制を整備します。

取組の展開

③ 権利擁護の推進

【行政の取組の概要】

- 成年後見制度の利用者に対する経済的支援として、判断能力が十分とは言えない高齢者や障がい者が積極的に制度を利用できるよう、審判請求の申立て費用や後見人等への報酬費用の助成を実施します。
- 成年後見制度の利用が促進されるよう、利用者の助成制度の在り方についても、引き続き検討します。

【社協の取組の概要】

- パンフレットの配布や講演会などを通じて、地域住民が成年後見制度を理解し、利用が促進されるよう普及啓発を行います。
- 適切な制度の利用が進むように、保健・医療・介護・福祉サービスの関係者との連携により、利用者がメリットを実感できるような支援を行います。
- 生活上の大きな支障が発生してから成年後見制度の利用を検討する事例が多いため、地域住民への周知と早期発見に努め、適切に制度の利用につながる体制づくりを目指します。
- 複雑で困難な課題を抱えるなどにより、後見人の受け手がいない地域住民に対し、社協自らが後見人となる法人後見事業を引き続き実施します。

取組の方向性 3-3

ケアラー支援の体制整備

- ケアラーとは、世帯の中で心や体に不調のある人への介護、看護、療育、世話、感情を支えるなど、ケアの必要な人を支える家族や近親者などで日常生活をサポートする人たちを言い、専門的、職業的にケアする従事者ではありません。
- 高齢化に伴い、対象となる要介護、要支援認定者数も増加するとともに、核家族化や単身世帯の増加により、介護者（ケアラー）の心身の健康あるいは学業や仕事などの社会生活、睡眠、食事、休息などの家庭生活だけでなく、将来の人生への影響を与えることが想定されます。
- 介護者による虐待、介護疲れによる心身への影響により、地域からの孤立、介護離職の問題などを軽減できるよう、ケアラーへの支援の充実を図る必要があります。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 一人で抱え込まないで、相談する ○ 知人や友人がケアのことで困っていたら手を差し伸べ、相談支援機関やコミュニティソーシャルワーカーへつなぐ ○ 民間企業等は介護離職にならないような環境づくりや働き方への支援を行う
社 協	○ ケアラー支援として、共感の場を提供する ○ 世帯支援として、ケアラーに寄り添った相談支援を行う
行 政	○ 住民に対してケアラーについての普及・啓発を行う ○ 相談支援機関等に対して、早期に発見し、連携する仕組みを構築する

取組の展開

① ケアラーを支援する地域づくり

【行政の取組の概要】

- 相談支援機関や事業者へケアラーの存在の認識とケアラーに係る理解を深める周知啓発を行います。
- 支援する側には、ケアラーであることの認識をもってもらい、地域住民に対しては、ケアラーへの認知度を高めるための講座等を開催します。

【社協の取組の概要】

- 地域でケアラーを支援する団体等の把握を行うとともに、ケアラーと支え手をつなぎ、支援の輪を広げることができるような地域づくりを進めていきます。
- ケアラーが抱える悩みや課題の把握に努め、多様な当事者が集える場づくり等を推進します。

取組の展開

② ケアラーを支援する仕組みの構築

★重点

【行政の取組の概要】

- 高齢の分野においては、地域包括支援センターを始めとした関係機関が介護者支援のネットワークを構築していることを踏まえ、関係部署と連携しながら現状の把握に努めます。
- ケアラーの相談支援については、世帯支援の視点に基づく包括的支援体制の一つとして整備します。
- 顕在化しにくいヤングケアラー、ダブルケアラーなど新たな課題を抱えている世帯や福祉サービスを受けずに、家族でケアしている世帯などの実態を把握し、早期に発見する仕組みの構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 地域包括支援センターや基幹相談支援センター等の相談支援機関との連携のもと、ケアラーに重点を置いた世帯支援を推進し、ケアラーへの相談支援の充実を図ります。

基本目標4 ネットワークと持続可能な支援体制づくり

【現 状】

- 行政においては、複合的課題や制度の狭間の課題に対して、個別支援を通して、多数の専門機関と協働して解決に取り組む支援ネットワークを構築してきました。
- また、それぞれの関係機関で関わった情報の共有を図り、解決に必要な支援方法を検討する会議を行い、協働して課題を解決することができました。
- 社協においては、個別支援の中で、日頃から専門機関や地域の関係団体と顔が見える関係づくりとネットワークを構築してきました。
- また、地域づくりの一環として、地域の関係機関や関係団体、市民活動の実践者、民間企業等とのネットワークの拡大に努めました。
- 社協だよりやパンフレットの発行などを通して、地域住民に社協事業を周知し、福祉活動への理解を求めました。
- 職員研修として、専門分野の研修と併せ、コミュニティソーシャルワークについての講演会等を実施して、職員全体のスキルアップを図りました。

【取組の方向性】

4-1 関係機関と協働したネットワークづくり

4-2 地域に根ざした社協づくり

取組の方向性4－1

関係機関と協働したネットワークづくり

- 複合的な課題や制度の狭間の課題を解決するためには、支援の必要性に応じて、各制度を横断した関係機関と協働したネットワークを構築する必要があります。
- 現在では、同一世帯の様々な人がそれぞれ異なる課題を抱え、それぞれ専門の相談窓口や関係機関等で相談対応が行われていることが多い状況から、今後は世帯全体の課題として捉え、支援に当たって連携すべき関係機関・関係者の間で把握・共有し、包括的な支援方針を明確化する場を設定することが必要です。
- 各関係機関においては、日常的な業務を行う中で把握した「気になる世帯」に関する情報の共有を図ることにより、関係機関の間で共通した問題意識やそれぞれの役割分担について共通の理解を得られる仕組みやネットワークの場が必要です。
- また、普段から地域の関係機関同士が顔の見える関係づくりが必要です。

【期待される役割】

主 体	役 割
地 域 (住民等)	○ 困り事があれば、自らSOSを発信する ○ 地域の困り事は、地域で解決できるように、地域の支援の輪に加わる
社 協	○ 複合課題、制度の狭間にある人を把握するネットワークを構築する ○ 地域におけるセーフティネットの機能を充実させる
行 政	○ 包括的支援のための相談支援の多機関の協働のネットワークを構築する ○ 複合課題、制度の狭間にある人を支援する会議体を設置する

取組の展開

① 課題解決に必要な弾力的なネットワークづくり **★重点**

【行政の取組の概要】

- 複合的な課題や制度の狭間の課題など、既存の会議体では対応できない課題に対して、必要に応じて、関係機関が包括的に世帯の状況を把握し、共通の認識の下で、支援方針が立てられるネットワークの基盤となる会議体の設置に向けた推進を図ります。
- 課題の解決のために、行政内部の関係部署との総合調整の役割を果たす庁内ソーシャルワーカー（相談支援包括化推進員）の配置に向けた検討を関係部署と協力して行います。

【社協の取組の概要】

- 課題が複合的で、主担当となる者や機関を明確に定めることが難しいものについては、積極的に相談を受け止め、課題解決に向けた地域の社会資源と協働した支援が行えるようなネットワークを構築します。

取組の展開

② 社会資源との顔の見える関係づくり

【行政の取組の概要】

- 重症化防止の観点から、必要な情報を提供し、共有できる場を設定して、支援が必要となった場合においても、関係する部署や機関、団体等が即座に対応できるよう、協働の仕組みを構築します。

【社協の取組の概要】

- 地域活動団体、NPO法人、ボランティア団体など地域の関係団体を始め、相談支援機関や事業所などの社会資源同士の連携を支援します。
- 地域福祉の中核として、福祉に関係する分野だけではなく、医療、教育、経済、産業、文化など多様な分野の社会資源と連携できる顔の見えるネットワークづくりを推進します。

取組の方向性4－2

地域に根ざした社協づくり

- 社協は地域住民にとって身近な存在であることは、地域に根ざした住民主体の福祉活動、ボランティア活動などをバックアップしてきた実績に裏付けられています。
- 今後も地域福祉の機運の醸成を図り、改めて地域のつながり、支え合いの地域づくりを進める重要な役割を担っていく必要があります。
- また、地域福祉活動の原資となる共同募金など寄附文化を醸成する上で、その資金の活用が目に見え、寄附者にとって実感の持てる取組を推進する必要があります。
- そうした社協の取組が地域住民や団体等に対し、周知できるといった「見える化」ができるように、情報の発信についても強化する必要があります。
- また、地域住民の気持ちに寄り添い、思いを形にするコーディネート力、地域の生活課題を受け止め、解決に向けた相談対応力を持つ職員の育成とスキルの向上が求められます。

【期待される役割】

主体	役割
地 域 (住民等)	○ 社協事業に賛同し、参加する ○ 社協事業に関わり、支え手として活躍する
社 協	○ 社協だよりをはじめとした、多様な媒体を活用して、社協の周知活動を行う ○ ファンドや寄附等により資金を確保し、より地域に根ざした事業や活動支援を行う ○ 相談支援の向上や地域づくりをより深化する職員力の充実を図る
行 政	○ 社協が地域福祉の中核として役割が果たせるよう、地域福祉のパートナーとして、職員のスキルの向上の支援と連携を強化する ○ ファンドや寄附等をより活用でき、地域へ還元できる仕組みの構築に努める

取組の展開

① 寄附文化の醸成

【行政の取組の概要】

- 市の自治の振興と公共の福祉の増進に貢献した方を市政功労者として表彰し、地域への貢献を通し、地域への愛着、地域住民の自治意識の高揚を図ります。
- ふるさと納税を活用した福祉事業の見える化、寄附に係る税控除等の案内など、広く寄附の有用性について、地域住民に周知します。

【社協の取組の概要】

- 永年にわたり福祉の推進向上に寄与された方及び寄附者や募金協力者・団体等の功績をたたえ、社会福祉功労者として表彰し、意識の醸成を図ります。より多くの功労者が生まれるような仕組みについても検討します。
- 寄附者本人の意向を酌んだ福祉事業への転換となる受け皿の検討、地域のニーズに合った取組の創出に努めます。

取組の展開

② 共同募金、寄附等の地域還元の仕組みづくり

【行政の取組の概要】

- 地域づくりの原資となる民間企業等の資金調達（ファンドレイジング）、クラウドファンディングの活用について社協とともに研究し、地域のニーズを具現化できる仕組みの構築に努めます。

【社協の取組の概要】

- 共同募金の配分金の活用については、地域のニーズを勘案し、地域住民が実感できる取組となるよう努めます。
- 地域還元のプラットフォームとして、民間企業等のファンドを活用して、創意工夫のある地域福祉活動への支援につながる仕組みづくりを行います。

取組の展開

③ 情報発信の強化 **★重点**

【行政の取組の概要】

- 社協の取組が市民に周知されるよう、市の広報やホームページを活用して、情報発信への協力を継続していきます。

【社協の取組の概要】

- 社協事業や地区社協の事業、ボランティア事業の見える化として、定期的に社協だよりを発行するとともに、誰もが理解しやすい社協の事業案内のパンフレットを作成します。
- SNSなど時代に即した広報媒体を活用するとともに、社協事業の他機関誌への掲載や社協だよりの発行を通して地域貢献企業の取組についても積極的に発信します。

取組の展開

④ 組織の強化

【行政の取組の概要】

- 地域共生社会の実現に向けては、地域福祉の中核である社協の役割は重要であることから、福祉分野だけではなく、まちづくり、教育、スポーツ、防災、産業、農業、文化などあらゆる分野と連携できるよう支援します。

【社協の取組の概要】

- 相談支援の強化と地域をコーディネートする力を養成するため、研修機会の確保と内部研修などを通して、職員等の育成に取り組みます。
- 社協のブランド力の向上に努めるとともに、福祉系大学等への周知活動にも力を入れ、将来の草加市の福祉の担い手となる職員の確保と育成の強化を図ります。

